

〔設問 1〕

1 A は、B に対して、甲建物の無垢材への取替工事及びこの工事期間中の居酒屋 R の休業損害の賠償を請求することができるか。A は B に対して、契約不適合責任として、追完請求権（民法（以下法令名略）569 条、562 条）の主張、及び休業損害としての損害賠償請求権（559、564 条、415 条）の主張をできるかが問題となる。 *ok*

2 まず、上記 2 つの請求をするためには、本件甲建物が契約不適合であるといえなければならない。

(1) そもそも、契約不適合とは、「引渡された目的物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しない」ことをいう（562 条）。

そして、契約不適合であるか否かは、①当事者によって合意のなされた目的物の種類・品質・数量等に関する契約内容を確定したうえで、②現実に引き渡された目的物が、その契約内容に即しているかどうかによって判断する。 *ok*

(2) 本件において、2015 年 10 月 18 日、A は建設業者 B との間で、甲の改装工事に関する請負契約を締結し、その際、A は、使用する木材は全て無垢材を使用してほしいと述べ、B もこれを了承している。かかる事実から、本件工事に使用する木材は全て無垢材であることが上記契約の内容となっていたものとするのが相当である。

しかしながら、本件工事に使用された木材全体の約 6 割が集成材によるものであり、上記契約内容に対して、種類・品質が異なっている。

たしかに、A は、古民家の風合いを損なわないために無垢材を使用してほしいと述べており、結局、B が本件工事を完成させて引渡した甲は、集成材の使用に至ったものの古民家の風合いが維持されたものであった。本件請負契約の内容において、古民家の風合いを維持することが契約内容であるとすれば、本件甲は契約に適合しているとも思える。

しかし、A は、建物の外観、内部ともに古民家を維持する形で改装してほしいと述べる他に、別個に無垢材の使用を求めている。したがって、A の発言を全体的に考慮すれば、無垢材の使用についても契約内容とする意思であったこととするのが相当であり、B はこれを了承しているため、無垢材の使用が契約内容ではないとの主張は認められない。

(3) 以上より、本件甲建物は、契約不適合に当たるといえる。

3 では、A は追完請求権として、本件甲の集成材から無垢材への取替工事を請求することができるか。追完請求権は、履行請求権の性質を有するため、A の追完請求権が認められるためには、その履行の追完が不能でないことが必要である（412 の 2 第 1 項）。本件において、取替工事が不能ではないかが問題となる。

契約の内容は「無垢材を使用すること」か「古民家の風合いを維持すること」か？
どう考慮したの？
両方説？

(1) 履行不能となる場合について、給付が物理的に不可能な場合、又は物理的に可能であったとしても契約その他の債務の発生原因に照らして履行をすることが期待できない場合については履行不能とされる。債権者の受ける利益に比して債務の履行に過大な費用を要する場合は履行不能であると解される。建築請負においては、建築された建物に欠陥があったものの、その欠陥が軽微なものであるにもかかわらず、欠陥の修理に高額の費用を要する場合はこれにあたる。 *ok*

(2) 本問では、上述の通り甲は契約不適合に当たる。しかし、古民家の風合いを維持した形で改装されており、A が気に入っていることから、A がこの点を特に重視したものであり、A の期待通りの履行であったといえる。そうだとすると、本件契約不適合の程度は、重大なものとはいえない。

そして、集成材の使用が木材全体の約 6 割を占めるに至っており、建物全体の約 6 割の木材を取り換える工事は、集成材を建物の基礎部分に使用したか否かにかかわらず、大規模な工事を要するものである。そうだとすれば、その費用は多額なものに及ぶといえる。

そこで、上記事実に照らしてみると、本件追完請求は、契約不適合の程度が軽微なものであり、その履行の追完としての取替工事が過大な費用を要するといえる場合に当たり、不能であるというべきである。 *ok*

(3) したがって、A は B に対して追完請求権を主張できない。

4 そうだとすると、取替工事が認められない以上、取替工事が認められることを前提とした、A が主張する休業損害としての損害賠償請求権も認められない。

以上

〔設問2〕

1 Cは、Bに対して、本件工事で使用された接着剤によってシックハウス症候群を発症したとして、その治療費相当額の支払いを請求することができるか。不法行為に基づく損害賠償請求権（709条）を主張できるかが問題となる。かかる主張が認められるためには、(a)加害者に故意または過失があること、(b)被害者の権利又は利益を侵害したこと、(c)被害者に損害が発生していること、(d)加害行為と損害の間に因果関係があることをみたます必要がある。 *ok* .

2 まず、(a)について、Bには工事で使用された接着剤の成分である化学物質によって健康被害という結果発生認識に欠けており、故意はない。そこで、過失の有無が問題となる。

(1) ここでいう過失とは、結果発生危険に対する予見可能性があることを前提とした結果回避義務違反をいう。そこで、①予見可能性、②結果回避義務違反について検討する。

(2) ①について

原則として予見可能性の有無は、結果発生危険についての予見可能性があったか否かで判断する。

しかし、Bは建築業者であり、木材の知識について専門家ともいえることから、集成材の使用から、シックハウス症候群の危険が発生することについても予見できたといえる。そこで、例外的に、抽象的危険を感じた場合にも調査予見義務を負い、これを怠った場合に、右義務を尽くせば予見できたであろう危険につき予見可能性があったものと解する。

本問では、たしかに、他の作業員に体調不良等がみられず、その作業員は花粉症の持病を有しており、シックハウス症候群の症状は花粉症と類似していることから、この事情からシックハウス症候群の結果発生危険の予見可能性があったとまではいえない。

しかし、Bは建設業者であり、木材や接着剤を日常的に使用する者であるから、工事中に、作業員のひとりにCと同様の症状が現れていたことからすると、本件工事が何らかの健康被害を発生させるかもしれないという抽象的危険を感じることができたといえる。そして、病院で診察を受けさせる等の方法によって原因を究明するといった調査義務を尽くせばシックハウス症候群という具体的危険の発生を予見できたものといえる。

よって、Bには予見可能性があったといえる。①をみたす。 *ok* .

(2) ②について

Bは①の予見可能性があったにもかかわらず、原因究明のための詳しい調査をしないまま工事を実行している。シックハウス症候群は今日においては建設用の材料を原因とする病気であることが広く知られており、一般人においても異変に気がつき調査をしたであろうといえるから、建設業者であるBには調査を行うことや、工事を中断する等の

措置を講じることによって結果を回避する義務があったといえる。その義務に違反した B には結果回避義務違反が認められる。②をみたま。

(3) 以上より、B に過失が認められる。 ok

3 次に、C はシックハウス症候群という健康被害を被っており、(b)権利利益侵害があったといえる。

4 また、(c)損害とは、不法行為がなかったとしたら存在したであろう利益状態と、現に存在する利益状態との差額をいう。

本問において、B がシックハウス症候群の結果発生を回避する措置を講じていれば、C がシックハウス症候群にかかることはなかったといえ、治療費は発生しなかったから、治療費相当額が損害として存在する。

5 (d)ここでいう因果関係は、条件関係を前提に、社会通念上相当といえる関係にあることをいう。

本問において、集成材に含まれる接着剤の使用がなければ、C の損害は発生しなかったといえる。また、C のシックハウス症候群は、本件工事に使用された接着剤の成分が原因であることが病院の診察により判明しており、両者の間には社会通念上相当な関係があるといえるため、因果関係が認められる。

6 ここで、損害が賠償の範囲であるといえるためには、両者の間に相当因果関係がなければならぬところ、本件治療費相当額が賠償の範囲に含まれるかが問題となる。

この点、債務不履行の効果としての損害賠償の範囲を定めた 416 条は、相当因果関係について定めた規定であるから、不法行為の場合にも、同条を類推して相当因果関係の範囲を定めるべきであると解する。

416 条は 1 項で「通常生ずべき損害」に相当因果関係があると定めているところ、本問において、接着剤の成分である化学物質によるシックハウス症候群の治療費は通常損害であるといえることから、治療費相当額は、相当因果関係のある損害であり、賠償の範囲内であるといえる。

7 以上より、C の B に対する不法行為に基づく損害賠償請求権は認められる。

よって、C は、B に対して治療費相当額の支払いを請求することができる。 ok、

以上

第 問

第1 集成材の無垢材への取替工事請負の成立

1. AはBに対して、集成材を無垢材に取り替える工事を請負せよとす。

AはBによる本件工事が契約内容に適合しないこと（契約不適合）であると主張し、追完請負権（民法（以下法令略）559条に於て562条（瑕疵支償用）をいう）を主張する。

すなわち、この追完請負権は履行請負の性質を有するものであるから、仮に本件環に契約不適合が認められ、追完が不能な場合、追完請負権は消滅する。

そこで、①本件環が契約不適合であること、②追完が不能であること（41条92条1項）が必要である。OK

次に、①について本件環を、契約不適合の有無は、当該契約内容を確定し、これと現実における工事に（通常の目的物と見合）することにより判断される。両者が一致すれば契約不適合は認められ、不一致があればその部分が契約不適合と認められ、契約内容の確定は、売買契約の趣旨が当該売買契約において目的物の種類・品質・数量に於いてどのようは意図と合致するかにより判断する。

すなわち、これを本件環についてみると、AはBに対して市民家の風合を損ねたこと（使用部分）は全く無垢材を使用し、建物の外観、内部ともに市民家を維持する目的が達成されていると主張している。

このことから、本件環の内容は、市民家の風合を損ねたことのために、すべて無垢材を使用することであると主張する。

1. したがって、現実には工事に於いてAは木材の大部分を集成材が占めており、全く無垢材を使用する契約内容との間に不一致が認められる。よって、この部分において契約不適合が認められる（①充足）。

2) 2. 次に②について本件環を、本件環の追完は、AがBに対して集成材

契約の内容は「無垢材を使用すること」か

第 問

ための無垢材への取替工事であり、この取替工事を請負し得る場合には、集成材を無垢材に取り替えることが可能であると主張する。上記を述べたように、追完請負権は履行請負の性質を有するから、履行不能であると主張する場合には、41条の2第1項について本件環を、本件環に於いて契約不適合が「社会通念に照らして不能である」と（41条の2第1項）にあることが問題となる。

1. 本件環についてみると、AはBに対して集成材の割合は約6割と、使用木材全体の大部分を占める。仮に、本件環の内容通りに無垢材に取替えるのであれば、大規模な工事費用が必要であり、99.9の時間費用を要することとなる。

次に、Aは、取替後のAが市民家の風合が真実に再現されることと主張し、これを主張している。しかし、建築基準法99.9の水準から判断すると、Aは集成材を使用する事実が認められる。

無垢材の使用（市民家の風合を維持すること）が目的であることが、上記事実から、集成材を使用し、市民家の風合を維持することの目的は達成されている。よって、契約不適合の程度は軽微であると認められる。

2. 契約不適合の程度は軽微であること、建設業者は、大規模な工事費用が必要であり、99.9の時間費用を要することとなる。Bの負担は著しく重くなる。

よって、「社会通念に照らして不能である」といえる。

3. 以上のことから、追完は不能である（②充足）。

4. AはBに対して、集成材を無垢材に取り替える工事を請負せよとす。

第2 作業損害の賠償請求の成立

AはBに対して、取替工事の発注期間中における作業中の作業損害の賠償を請求せよとす（564条、41条1項）。

H28 民2 施設問 17②

(第 問)

1	上記の通り、追完請求である取替工事を発注していただきありがとうございます。取替
2	工事が完了しました。この期間中ににおいたの休業損害は当然発生します。
3	とて、A社に付いて、休業損害の賠償と請求させていただきます。
4	
5	以上
6	
7	
8	
9	
10	
11	
12	
13	
14	
15	
16	
17	
18	
19	
20	
21	
22	
23	

3

(第 問)

1	
2	
3	
4	
5	
6	
7	
8	
9	
10	
11	
12	
13	
14	
15	
16	
17	
18	
19	
20	
21	
22	
23	

第

問

1. 居酒屋R(以下、「R」)が働いていたCは、頭痛、目のかゆみ、のどの痛みを
感じ、症状(以下、「本件症状」)を訴え、Zはインフルエンザに感染したと
述べた。CはBに対して、治療費と当日客員の支払の返金が要求された。

5 本件において、C及びBに対して治療費用等支払請求は不適切な取扱いであることが
6 認め、本は不法行為（民法（以下法令各名省略）709年）に基づき損害賠
7 償請求権を以て基礎として認めらる。 OK

2. 不法行為の成立要件は、①加害者の故意又は過失、②権利侵害被害、③損害の発生、④加害行為と損害との因果関係、⑤加害者の責任能力の存在、⑥違法阻却事由の不存在が挙げられる。以下これらの要件について検討する。

(1) 本件工事中、(作業員の下に) 本件症状と同様の症状が現れた。他の
作業員に本病不良症状が見られたことに伴う、その作業員の持病であった
花粉症の症状が表に現れはじめ、原因究明の目的の爲、この調査員
が見られた本件工事が完了している。この事実からBの過失が認められる。
これより過失とは、結果発生の際に予見可能と認められた結果因
断的節違反である。そこで、i) 本件工事に際し集積材を使用すること、作業
員や今後~~の~~出入り者などが、シックハウス症候群などの健康被害
を招くことについてBが予見可能であったこと(予見可能性)、ii) 更に予見可能
であったこと、Bがその結果の状態を回避する努力を行っていない(結果回避
義務違反の有無)について検討が必要である。

(注) 本件、予見可能性に於て、本件工事中に本件症状と同様の症状が現れた作業員はいない。又、集成材が健康被害を及ぼす要因として認定された「ホルムアルデヒド」が、本件症状が本件材料中の

第

問

症状と一致している点も、別添の検日が3月20日であり、2のニから工事の着手
であるニが予想され、その日に花が咲いたであろうと推定して、点について不自然な
ニでのニとは言い難い。ハニ、βは建設業者であり、常日頃から木材を手取
いれは薪月家であつたから、集成材を使用するは、シックハウス症の発症の危険
が甚だしいことは容易に常見で認めらるゝのが相当であらう。よつて常見可能な証
あるニといえる(イ)充足。

④ 本件工事の際、同様の症状が頻りに作業員に於いて、安易に花粉症の症
状であると判断せず、原因を究明するために、高血圧、高脂血症が行われたことがあり、
本件症状がシロアリ入居作業員で、かつ、高血圧、高脂血症に該当するところから、
シロアリ入居作業員への健康を侵害する結果が生じたと推定される。

[illegible]

(2) Cはシワハムズ種作物を羅敷として、Cの健康被害と利益(常害)(=②充足)
 利、Bの不没行がなければ、CはRで金銭を移動してこれだけでSにであうが、Bの
 不没行があるために、Bの羅敷として見ればRに存在する。この時にRの健康被害相
 害者の養育費が降じている。そして損害があったといえる。(図充足)。

[illegible]

⑥⑥ についてほや年別の特情は了解しないとの考慮をいふ。

① 以下不法行為が「現行犯」。

(第 問)

以上

3

（第 問）

[設問1]

1. AはBに対して、①集成材の無垢材への取替工事および②この工事期間中の居酒屋Rの休業損害の賠償を請求する。これは認められるか。

2. まず、①の取替工事は、Bによる本件工事が契約の内容に適合しないことを根拠に、追完請求権(559条に於ける562条1項本文準用)の行使として、~~工~~取替工事をすべきである。

この追完請求権は、履行請求権の性質を有するものである。そのため、仮に本件工事に契約不適合があつたとしても、追完が不能な場合には、追完請求権は消滅する。

(1) よて、かかる請求が認められるためには、①本件工事が契約不適合であること、②取替工事の履行が不能であること(412条の2第1項)、が必要である。

なお、契約不適合とは、当事者双方が契約するにあたり、合意した目的を達成できないうことという。

(2) ア. 本問において、AはBに対し、古民家の風合いを損ねないため、木材を全て無垢材とすることと、建物の外観および内部ともに古民家を維持する方針で改装することを要求した。よて、これら目的につきBは承諾した。よて、これらの目的は合意されたものである。

ところが、Bは無垢材の仕入価格が上がり赤字に陥るのを恐れ、途中から集成材を使用した。

よて、合意した目的は、~~集成材でなく~~無垢材を使用

すること、古民家の風合いを失うためであるから、目的を達成しているようにも思える。しかし、そもそも契約時に合意した内容は無垢材の使用である。世界中どこを探しても無垢材が手に入らない等の理由が~~あつた~~あれば、目的達成していると考え余地はありそうであるが、単に赤字を免れるためだけに集成材を勝手に使用したBは、合意した目的を達成していないといえる(①)。

1. 取替工事の履行が不能かどうか否かは、履行が物理的・技術的に可能かどうかだけでなく、契約不適合の程度に依り、当事者が著しく多大な負担を要する場合は、取引上の社会通念に照らし、履行は不能であると評価される。

本問では、無垢材の仕入価格が上がっているものの、入手不能に陥つたわけではなく、実際に、値上げするまでは無垢材を使用していたのであるから、取替工事自体は、物理的・技術的に可能である。

さらに、一方、取替工事の内容は、木材全体の約6割にわたるものである。Bの負担は多大なものである。しかし、Aが無垢材を使用することとあって契約締結時に主張したのは、無垢材で改装することを希望したからであり、これは、契約の重要な目的である。にもかかわらず、Bがこの目的を達成できず、これをためらうために、取替工事をAは要求している。よて、Bの負担は、契約不適合の程度に依り著しく多大とはいえない(②)。

(3) したがって、AはBに対して、~~取替工事の~~追完請求権としての取替工事を請求することができるといえる。OK

3. 次に、②休業損害の賠償を請求する点ができるか検討する。

契約不適合を理由とする損害賠償は、債務不履行を理由とする損害賠償であり(415条1項本文)、その内容は、履行利益である。つまり、契約が適合した履行がなされたならば、債権者が受けたであろう利益をのこである。

本問では、Bによる契約不適合により、Aは取替工事をせざるを得なくなり、その結果、店を休業することになった。仮に、Bによる契約不適合がなければ、取替工事をする必要はなかつた。店も休業しなかったと看做される。すなわち、

よって、AのBに対する休業損害の賠償請求は認められる。よって

4. 以上より、AがBに対して、①取替工事の追完請求および

②居酒屋Rの休業損害の賠償請求を主張することは認められる。

[設問2]

1. CはBに対して、治療費相当額の支払を請求する点ができるか。BC間には、何ら契約関係はないので、709条の損害賠償請求の可否が問題となる。①加害行為があること、

2. ①709条の損害賠償請求が認められるには、②加害者の故意又は過失~~ある行為~~、③損害の発生、④①と③との因果関係があることである。

すなわち、過失とは、注意義務違反のこと、予見可能性を前提として結果回避義務違反をいう。

(2) 本問において、まず、Cがシックハウス症候群~~患者~~に罹患

権利
侵害

し、病院で診察を受け~~治療費を支払っている~~ので、③損害がある。

また、Cがシックハウス症候群に罹患したのは、本件工事で使用された集成材に含まれる接着材の成分である化学物質が空気に飛散し、それを浴びたことが原因である。よって、本件工事をやったのは、Bである。よって、④因果関係がある。

よって、Bは集成材を使用~~して~~本件工事において、集成材を使用した。これは、①加害行為にあたる。

(3) では、①の集成材使用につき、②Bに故意又は過失があるか。

この点、Bは、Cを害する~~ため~~と認識・認容して、集成材を使用してはいないので、過失の有無を検討する。

まず、本件工事中、作業員のひとりにしと同様の症状が現われている。本来は、自然材料である無垢材を使用する予定だったが、Bの独断で人工材の集成材を使用した。使用する木材の性質を理解し、対策を講じることは、業者として要求されることである。また、Bは~~使用~~人工木材に変更し、従業員に症状が現れていたのに、何らかの健康被害が今後出ることを見越していたと考えられる。よって、予見可能性はある。

しかし、集成材は、一般の木材造建築物でよく使用されているのである。よって、よく使用されるという点では、安全な木材であるという推測ができる。このような状況の中で、Bに集成材の安全性についての調査義務を課すべきとは解しない。よって、結果回避義務は、Bに課されていないので、②過失は、認められない。

る。したがって、109条下款行爲の要件をみたしていること、CはBに
対して、損害賠償請求をすることができている。

以上

第 2 問

設問 1

第1 集成材から無垢材への取替工事の請求

1. Aは売主Bに対して本件工事が契約不適合として追完請求を行ふことが考えられるが、かかる請求は認められるか、要件

2. 契約不適合の存在

(1) 本件工事において集成材を使用したことが契約不適合にあたるか検討する。

契約不適合とは、仕事の結果が請負人の保証した性質をもたず、当事者が契約によって期待した一定の性質を完全には備えていないものをいうと解するべきである。契約不適合の判断基準は当該契約においての目的物の種類・数量・品質の適合性により判断するべきである。

(2) 本件において、契約の内容は、木材使用部分について無垢材を^{理由}つかうというものであり、Bが集成材を使用したことは、Aの期待に反するものであり、性質も不完全であるから、契約不適合であるといえる。

3. 追完請求権の存在

(1) 追完請求が認められるための要件は、①引き渡された目的物が、種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものであること②その不適合について買主の帰責性がないことである。

(2) 1.で述べた通り、目的物は本件契約に不適合である①

また、本件工事はAに事前に知らせることなくBは集成材を使用し、外見は無垢材と区別がつかないものであったため、建築士として素人であるAが気づかないのも当然である。よってAに帰責性は^{ない}②

4. 以上より、本件工事について追完請求は認められる。

第2 取替工事による休業損害の損害賠償について認められるか。

2-1

第 2 問

1. 第1で述べた通り、本件工事において、契約不適合が認められる。

2. 確かに、本件工事で用いられた集成材は一般的な建築材であり、安全性も確保されている。そして見た目は無垢材にそっくりである。

しかし、全体の6割という過半数を超える部分において集成材が使用されているが、事前に通知もなくBの独断で行われたことで、あることを考慮すれば、当然取替工事がなされるべきであり、その休業損害賠償も認められるべきである。

設問 2

1. 本件において、CのBに対する不法行為による損害賠償は認められるか。(709条)

2. (1) 不法行為(709条)の要件は①故意・過失 ②権利・利益侵害 ③損害発生 ④因果関係(①と②、②と③)である。

(2) 本件について見てみると、BはCのシックハウス症候群について、予見可能性はあったが、まず、作業員のみにCと同様の症状が現れたが、医学の素人にアレルギーの症状を区別することは難しい。時期を考慮すれば判断が誤っていたとはいえない。

またシックハウスが誰でも必ず発症するというわけではなく、集材材も一般的なものであったから、結果回避義務は否定される。

3 以上より、本件請求は認められない ^{おかしな言い方}

Bに過失はないといえるので、

以上

2-2

契約内容は
「無垢材を使う」となっている
「古民家の風合いを維持する」となっている

第1問

1. AはBに対して、集成材の無垢材への取替工事およびこの工事期間中における居酒屋Rの休業損害の賠償を請求したいと考えている。かかる請求は認められるか、以下検討する。ok
2. AはBに対して契約不適合を理由として追完請求(559条による562条1項本文準用)を請求し、それが認められれば休業損害(564条、415条1項本文)を請求すると考えられる。以下請求の成否について検討する。
3. (1) まず本件が契約不適合であるかの成否を検討する。
契約不適合は、仕事の結果が請負人の保証した性質を有せず、通常または当事者が契約によって期待した一定の性状を完全には備えていないものと解すべきである。これをもとに契約不適合の要件は①契約内容の確定②契約内容と現実の引き渡された(仕事の)目的物を照合することとそれらが一致するかどうか判断することである。
(2) これを本件にあてはめると、①契約内容は古民家の風合いを損なわないために使用する木材は全無垢材を使用して建物の外観、内部ともに古民家を維持する形での改修するというものだった。②そして現実引き渡されたものと照合すると、改修前の古民家の風合いが見事に維持されにままた新しく魅了したものの本人が指定していた木材は使用しておらず

1

第2問

1. 安価な集成材を使用していた。このことから本件はAがBと契約時に確定した内容と引き渡された目的物が一致してはいないため、契約不適合であるといえる。
4. (a) 次に契約不適合であったことをもとに追完請求の成否について検討する。追完請求権は引き渡されたものが契約内容に適合しないものであるとき、買主は売主に對し、目的物の補修、代替物の引き渡しまたは不足分の履行追完を請求することができる。
- (b) その上で追完請求権は、追完が不可能な場合は412条の2の1項に基づいて消滅する。そこで集成材を無垢材に取替工事は可能であるか以下検討する。
- (c) 思うにこの取替可能かどうかの判断は412条2の1項に基づいて物理的・経済的に可能であるかだけでなく仮にそうであったとしても契約不適合の程度に当該事実に(責権者に過大な負担を課する場合、つまり契約不適合の程度が軽微であるにも関わらず追完に過大な費用を要する場合は追完は不可能であると評価する。
- (d) これを本件にあてはめると、Bは無垢材ではなく集成材を使っているもののその違いは一般人にはわからない程度のものであり、Aも専門家に指摘されるまで気づかなかつた。また、外観はBの希望通り古民家の風合いを残した点において

2

第3問

1. いる。以上のことから契約不適合の程度は軽微であるといえるため、大規模な工事としての追完は必要ないと考えられる。ゆえに追完請求権は認められないため、集成材の無垢材への取替工事はできない。
5. 本件において休業損害の賠償を請求するためには、無垢材の無垢材への取替工事が実施されなければならない。ゆえに、取替工事ができないため、AはBに対して居酒屋Rの休業損害の賠償を請求することはできない。

以上

3

第4問

- 1.
- 2.
- 3.
- 4.
- 5.
- 6.
- 7.
- 8.
- 9.
- 10.
- 11.
- 12.
- 13.
- 14.
- 15.
- 16.
- 17.
- 18.
- 19.
- 20.
- 21.
- 22.
- 23.

4

第2問

1. Cは、Bに対して治療費相当額の支払を請求しようと考えている法律
構成および要件を明示したうえで、その請求権の成否について
以下検討する。

2. Cは頭痛、目のかゆみ、口候の痛みを感じ診察したところ原因は、
本工事で使用された集成材に含まれる接着剤の成分であるに
学物質が飛散しそれと混合したことによる症状にシックハウス症候
群であった。このことからCはBに対して一般不法行為を理由と
する損害賠償請求(709条)に基づいて治療費相当額の支払
を請求することが考えられる。以下その成否を検討する。

(1) ~~要するに~~ 一般不法行為の成立要件は、①故意または過失
②権利侵害③損害④③と②の因果関係である。本件におい
て、以下検討する。

(2) 本件において、^{Bは}本件工事中作業員のひとりにCと同様の
症状が現れていたが、他の作業員等に体調不良が見られ
たことから作業員の持病である花粉症の症状が出
たものとして付けつけられ、~~また~~原因究明のための詳しい調査等
が行われていないまま本件工事を続行した。この事実について
Bに過失があるか、以下検討する。

(3) 思うに、過失とはある結果につき不法行為責任を加害
者に帰責するための要件である。そこで過失とは結果
発生の際に特定の具体的な予見可能性を前提として
結果回避義務があると解される。そこで結果回避義務
があったといえるためには、④ 本件工事で集成材を使用

1

第2問

すること。今後この建物に出入りする人がシックハウス症候群になることを
Bが具体的に予見可能であったか(予見可能性) ④ 予見可能だ。
ことすればBがこの結果を回避する行為をすることと結果回避義務に
(結果回避可能性) である事実が必要がある。

④ (4) これと本件にすると、Bは施工者であるから、もし従業員が
1人でも体調不良を訴えたのであれば、工事現場に原因が
ないかを予見~~する~~することは義務でありそれについて
しっかりと原因究明をすることと結果は回避できたもの
と考えられる。ゆえにBが施工者としての結果回避義務を
怠ったといえるため、Bには過失がある。(①充足) ~~また~~
また、Cはシックハウス症候群を工事に使われた集成
材により引き起こされた頭痛、目のかゆみ、口候の
痛みを1ヵ月以上感じていた。(②充足) そしてそのこと
がきっかけでCは現職場を働けなくなり、職を失った。
(③充足) ~~また~~ これらのことはシックハウス症候群
にかかったために働けなくなったことは明らかである。
(④充足) 職を失った理由はシックハウス症候群によ
り仕事ができなくなったからである。(⑤充足)

(5) 以上よりBの行為は一般不法行為であると認められる。
ゆえに、CはBに対して一般不法行為を理由として
損害賠償請求(709条)に基づいて治療費相当額の
支払を請求することができる。 ~~以上~~

2